○国立大学法人埼玉大学教育機構日本語教育センター規程

［平成24年６月21日
規 則 第 １ ７ 号］

改正　平成24.11.30　24規則52　平成27．3.20　26規則80
令和４．3.17　３規則41　令和５．6.22　５規則14
令和７．3.27　６規則49

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第４条第２項の規定に基づき、教育機構日本語教育センター（以下「日本語教育センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　日本語教育センターは、本学における学生の日本語力の向上を図るため、質の高い教育を提供することを目的とする。

（業務）

第３条　日本語教育センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1) 全学的な日本語教育の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善

(2) その他日本語教育センターの目的を達成するために必要な事項

（組織）

第４条　日本語教育センターは、次の教職員をもって構成する。

(1) センター長

(2) 教育機構日本語教育センターの担当を命ぜられた教員

(3) その他学長が必要と認めた教職員

（センター長）

第５条　センター長は、センターの担当を命ぜられた教員のうちから、学長が委嘱する。

２　センター長は、センターの業務を掌理する。

３　センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務）

第６条　日本語教育センターの事務は、学務部全学教育課及び留学・国際交流課において処理する。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成24年６月21日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則（平成24.11.30　24規則52）

この規程は、平成24年12月１日から施行する。

附　則（平成27．3.20　26規則80）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和４．3.17　３規則41）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５．6.22　５規則14）

この規程は、令和５年６月22日から施行する。

附　則（令和７．3.27　６規則49）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。